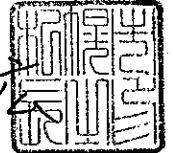


札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例及び札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月6日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 29 号

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例
及び札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

(札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「養育するため1日の勤務時間の全部又は一部」に、「又は介護時間」を「、介護時間」に改める。

(札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「養育するため1日の勤務時間の全部又は一部」に、「又は介護時間」を「、介護時間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。